

令和4年度  
船橋市内部統制評価報告書審査意見書

船橋市監査委員



船 監 第 3 1 7 号

令和 5 年 8 月 1 6 日

船橋市長 松 戸 徹 様

船橋市監査委員 栗 林 紀 子

同 齋 藤 弘 之

同 浦 田 秀 夫

同 松 橋 浩 嗣

令和 4 年度船橋市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により審査に付された令和 4 年度船橋市内部統制評価報告書を審査したので、意見書を提出します。



# 令和4年度船橋市内部統制評価報告書審査意見

## 1 審査の種類

地方自治法第150条第5項に基づく審査

## 2 審査の対象

令和4年度船橋市内部統制評価報告書

## 3 審査の期間

令和5年6月21日から同年8月10日まで

## 4 審査の着眼点

市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。

内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

## 5 審査の実施内容

令和4年度船橋市内部統制評価報告書について、船橋市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 6 審査の結果

令和4年度船橋市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 7 審査の意見

### (1) 実効性の高い内部統制制度の定着について

本市における内部統制制度は、平成30年度からの試行を経て、令和4年度に導入されたところであり、今後継続的に見直しを行いながら強化されていくものであるが、監査委員が行う定期監査において、依然として多数の指摘事項等が認められている状況である。内部統制を有効に機能させるためには、全ての職員が制度の理解を深め、主体的に取り組むことが重要である。そのためにも、職員に過度の負担にならず、取り組みやすく実効性の高いものとなるよう、不断の見直しを行いながら、引き続き制度の周知、啓発等に取り組む、市全体として制度の定着に努められたい。

なお、報告書には、リスクごとに整備上の不備、運用上の不備の件数が掲載されて

いるが、比較的軽微のものから重大な不備につながるおそれのあるものまで含まれていると思われる。運用上の不備については、発生の都度、原因や再発防止策等を全庁で共有しており、その周知方法の見直しを随時行っているとの説明を受けたが、例えば、重大な不備につながるおそれがあるような不備については、特に重要性が伝わるような工夫をするなど、効果的な周知方法について継続して研究されたい。

## (2) 運用上の重大な不備の判断基準について

運用上の重大な不備とするものの判断基準において、ガイドラインに記載されている「経済的・社会的に大きな不利益が生じたもの」について、「影響額がおおむね1,000万円以上、事案の対象件数がおおむね1,000件以上など」と具体的に数字を記載したことは、わかりやすい報告書という点で評価するところである。

内部統制評価担当に確認したところ、重大な不備に該当するかどうかは、金額や件数のみではなく、他の要素も考慮したうえで総合的に判断するとのことであるが、その中でも金額や件数は判断の大きな目安になると思われる。

この判断基準の検討に当たっては、本市が他の中核市と比較して早期に内部統制制度を導入していることから、既に内部統制制度が義務化され先行実施している政令市の中から複数の事例を参考にしたいとのことであった。

しかしながら、参考とされた政令市は本市と比較して予算規模や人口総数がかかなり大きな自治体であり、経済的・社会的不利益の大小の判断基準は、自治体の規模等によって異なってくるものと思われる。

重大な不備に該当するか否かの判断は、内部統制の有効性の評価に直結する重要な要素である。本市は令和4年度が内部統制実施の初年度であり、事例の蓄積のない状況であるため、今後実施していく中で、本市と人口規模の近い中核市も参考にし、どのような判断基準が適当か研究を進められたい。

併せて、評価の客観性、信頼性を確保するうえで、影響額及び事案の対象件数以外の判断要素を記載することについても検討されたい。

